

松本市立特別支援学校設置事業及び源池小学校長寿命化改良事業設計業務委託 特記仕様書

1 業務内容

松本市立源池小学校普通・特別教室棟長寿命化改良事業第1期工事実施設計業務

2 履行期間

業務委託契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

3 履行場所

松本市立源池小学校普通・特別教室棟（松本市県3-5-1）

4 工事の種別

改修

5 概要

(1) 敷地面積

約18,520㎡

(2) 対象施設

表1対象施設一覧及び【別紙2配置図】のとおり

表1対象施設一覧

番 号	校舎名	建築年	構造	階数	延床面積	備考
18号棟	普通・特別教室棟	S63	RC造	3	1,526㎡	H15 大規模改修工事 実施（トイレ改造） R1 大規模改修工事 実施（空調） R1 校内ネット整備

(3) 想定工事年数

工事に併せて設置する仮設校舎を活用しながら、既存プールの解体、長寿命化改良事業第1期工事、特別支援学校の併設に伴う増築工事を実施する想定である。

工期は、約18か月を予定している。

6 設計の基本方針

学校施設を今後30年間使用することを前提とした躯体の長寿命化対策工事及び安全面・機能3面・省エネ性能の向上、ライフラインの更新を図る全面改修工事、特別支援学校と小学校のフレキシブルな配置が可能な汎用性を持たせた普通教室等の設計を行うものであり、本工事の計画に際しては「松本市学校施設個別施設計画」「学校施設の長寿命化改修の手引（文科省）」「学校環境衛生基準（文科省）」を参考に以下について考慮するものとする。

- (1) 個別・集団学習、アクティブラーニング、インクルーシブ教育などの多様な学習内容・学習形態への対応（ICT教育等）
- (2) 安全性・耐久性の確保
- (3) 環境に配慮した計画
- (4) ユニバーサルデザインに配慮した計画
- (5) 維持管理・更新に配慮した計画

7 設計業務内容及び範囲

(1) 第1期工事予定範囲の調査業務他

- ア 現況条件把握資料の作成（法令・敷地条件・周辺環境に関する諸条件の調査）
- イ 劣化度調査結果の確認
- ウ 特別支援学校設置事業・長寿命化改修事業の基本設計成果の確認
- エ 基本設計時の教室等配置レイアウト案、各種仕様の検証
- オ 使用材料仕上げの比較検討資料の作成
- カ 設備機器仕様の比較検討資料の作成（省エネルギー化提案を含む。）
- キ 工事に伴う備品等の更新計画
- ク 概算工事費の算出
- ケ 各種技術資料の収集（工法比較・経済比較等）
- コ 関係機関との事前協議
- サ 既存校舎―仮設校舎間移動時期等の検討
- シ 工事内容一覧表の作成
- ス 既存校舎の断熱材や仕上げ材料のアスベスト含有状況有無の確認・調査
- セ 天井裏等、隠ぺい部の躯体状況調査（各棟、各階）
- ソ その他特に必要なもの

(2) 実施設計業務(第1期工事)

- ア 建築(意匠・構造)工事実施設計図書の作成
- イ 電気設備工事実施設計図書の作成
- ウ 機械設備工事実施設計図書の作成
- エ 概略工程表の作成

(3) 追加業務の範囲は、次にあげるものとする。

- ア 実施設計図書に基づく積算（積算数量算出書、単価作成資料、見積徴収及び見積検討資料の作成）
- イ 備品更新、I C T等リース機器、各付帯別工事の計画及び費用算出
- ウ 各種申請、届け出、許可等手続きの代行
計画通知、建築許可申請、都市計画法に係る許可申請等、工事着手に必要な手続きを代行し、書類作成から提出、立会い及び許可書等の受領までを行うものとする。

8 工事内容

(1) 各工種の工事内容

ア 建築工事

普通・特別教室棟の長寿命化改修、特別支援学校と小学校のフレキシブルな配置が可能な汎用性を持たせた普通教室等の改修、外構工事等

イ 電気設備工事

受変電設備、電灯コンセント設備、動力幹線設備、構内配電線設備、構内交換設備、構内情報通信網設備、時計設備、テレビ共聴設備、自動火災報知設備、非常放送設備、非常用照明設備、太陽光発電設備等必要範囲の改修、新設、撤去及び仮設等

ウ 機械設備工事

給水設備、給湯設備、排水設備、消火設備、ガス設備、換気設備、衛生設備器具、冷暖房設備、給油設備等必要範囲の改修、新設、撤去及び仮設等

(2) 原則実施する工事及び改修基本仕様【別紙1】

既存の建物の仕上げを全て撤去し、スケルトン(構造体のみ)状態にした上で、改修を行うものとする。

構造体について、RC造建物はアの(ア)～(ウ)、鉄骨造はアの(エ)・(オ)の内、少なくともいずれか1つ以上実施により躯体の長寿命化を図るものとする。

ア 構造体

- (ア) コンクリートの中性化対策
- (イ) 鉄筋腐食対策
- (ウ) 鉄筋のかぶり厚さ対策
- (エ) 鉄骨の腐食対策
- (オ) 鉄骨接合部の補修

イ その他

- (ア) ライフライン(水道・電気・ガス設備)の更新
- (イ) 耐久性に優れた材料への取替
- (ウ) 維持管理や設備更新、メンテナンスの容易性の確保
- (エ) 少人数指導やICT教育など多様な学習形態に対応できる環境整備
- (オ) 断熱・複層サッシ、日射遮蔽等の「まつもとゼロカーボン実現計画」に基づく省エネルギー対応

9 概算事業費

第1期工事概算事業費 886,820,000円(消費税相当額込み)以内

※各設備工事、解体工事に係る工事費を含む

10 提出物

(1) 設計成果品の提出

成果物は原則、表2成果物一覧のとおりとし、詳細については監督職員の指示によるものとする。

表2 成果物一覧

項目	部数	規格	備考
実施設計図	2	A1, A3	部数は監督職員の指示による。(製本については、A-1 規格は A-1 折図製本 1 部、A-3 版折図製本 4 部を原則 とする。) 原則、工事全てを同一製本とし、製本表紙 及び背表紙には、工事名称を黒文字印字する。
縮刷設計図	1	A3	図面ケース入
図面データ	1	—	CDで提出 保存形式は D X F、J W W 及び P D F 形式 (Ver6.0 以降) とし、監督職員の指示による。
構造計算書	2	A4	必要に応じて。
設備計算書	1	A4	照度、幹線、機器容量、給水、排水、換気ほか。
概略工事工程表	2	A3	第 3 期工事分
金入工事内訳書	2	A4	監督職員の指示する様式及び指示する表計算ソフト又は RIBC2 で作成。データは CD で提出。
数量算出書	1	A3, A4	躯体数量は、打設部位毎の数量を明示。
複合単価内訳書	1	A4	建設工事標準歩掛 (財団法人建設物価調査会) 最新版を基本とし、他を使用した場合は、出典を明確にし、写しを添付すること。
見積書	1	A4	3 社以上の見積書及び見積価格比較表
単価採用に用いた刊行物	1	—	建設物価、積算資料、建築コスト情報、建築施工単価など採用した単価に目印を付けたもの。 カタログ単価の場合は、その写しとする。
特殊工法仕様書、選定理由書	1	A4	必要に応じて。
パース	1	—	内観 4、外観 1 程度 (外観パースは、額入りとする。)
計画通知関係図書	適宜	—	—
都市計画法関係図書	適宜	—	—
省エネルギー関係計算書	適宜	—	—
景観法関連届出書	適宜	—	—
許可申請書、協議書等	1	A4	添付図面を含み、規格は申請様式による。
アスベスト調査報告書	1	A4	必要に応じて、分析機関による含有調査報告書を含める。
その他説明資料	適宜	—	地元説明、議会説明等必要に応じて。
その他監督員が指示による	適宜	—	—

11 業務要領

(1) 設計方針

- ア 構造上及び使用上、安全かつ堅牢な施設となるよう配慮すること。必要に応じて構造耐力の検討を行うこと。構造耐力の確認にかかる地震力に関する I_s 、 q の値についてはそれぞれ 0.7、1.25 を超えるものとする。
 - イ 耐震安全性の分類について、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 令和3年版）により、以下のとおりとする。
 - (ア) 構造体Ⅱ類
 - (イ) 建築非構造部材A類
 - (ウ) 建築設備乙類
 - ウ 合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保などにより建設及び維持管理に要する経費の縮減に努めるものとする。
 - エ 敷地条件、用途、規模等の諸条件を総合的に判断し省資源、省エネルギー化に努めるとともに、資材等の再資源化及び再生資源の利用など環境負荷の低減を図るものとする。
 - オ 施設の目的、機能を優先とし、意匠性、仕上げが必要以上に華美とならぬよう考慮し、まち並みや自然景観など周辺景観との調和に配慮するものとする。
 - カ 快適な室内空間を得るために、換気、通風及び採光の確保を図るとともに、室内空気汚染の低減、結露防止及び設備機器による振動・騒音防止などについて検討、配慮するものとする。
 - キ 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」及び「長野 県福祉のまちづくり条例」等に従い、障害者、高齢者その他日常生活又は社会生活における行動に制限を受ける者等の利用を踏まえた施設づくりとするものとする。
 - ク 設備関係の機器、灯具等は省エネタイプ、グリーン購入等に配慮するものとする。
- ### (2) 設計図書の作成
- ア 設計図書は建築主体工事、電気設備工事及び機械設備工事に分離して発注できるよう工事区分ごとに整理統合し、各々に一連の整理番号を付けて作成する。また、原則として各棟別に作成するものとする。
 - イ 工事の発注が工期ごと3か年にわたるため、各工期別に設計図書を作成するものとする。
 - ウ 設計図書には工事名、設計年月（引渡し年月）及び受注者名並びに建築士法第20条に基づく表示を行うものとする。
 - エ 図面に記入する寸法の単位はメートル法により、寸法線の記載数字はmm単位で記入する。
 - オ 盛土、整地等が必要な場合は、矩形断面図へ新旧G、Lを明示するものとする。
 - カ 工事に必要な仮設物（仮囲い、ゲート、工事用進入路など）がある場合は、仮設計画図を作成し、位置、数量が解かるようにするものとする。
 - キ 増築工事の場合は既存建物の必要な箇所を図面化し、既存との取付け部分を図示し、納まりが解かるよう明示するものとする。
 - ク 仕様、材料、工法などは一般的な名称で明示するものとする。
 - ケ 週休2日対象工事として工期設定を行なうとともに、設計図書には、監督職員の指示する事項を記載すること。

コ 使用する工事標準仕様書は次のものとし、最新版とする。

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」・「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）」・「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）」・「建築物解体工事共通仕様書」・「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」・「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」・「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」

サ 設計図の規格

原則は、表3図面リストのとおりとし、詳細については監督職員の指示によるものとする。

表3 図面リスト

区分	名称	縮尺	備考
建築 意匠図等	表紙	—	—
	図面リスト	—	—
	特記仕様書	—	監督職員が指示する様式による
	案内図	—	—
	配置図	1/100～1/500	屋外施設、外構工事を含む
	仮設計画図	1/100～1/500	—
	面積図・求積図	—	建築基準法用、交付金申請用
	仕上表（内外装）	—	—
	工事区分表	—	必要に応じて
	平面図（各階）	1/100～1/200	各棟の現況及び改修後
	立面図（全面）	1/50 ～1/200	
	矩計図（2面）	1/20 ～1/50	
	平面詳細図（各室）	1/20 ～1/50	
	断面詳細図	1/20 ～1/50	
	一般詳細図	1/20 ～1/50	
	部分詳細図	1/10 ～1/30	
	展開図	1/50 ～1/100	
	建具キープラン	1/100～1/200	
	建具図	1/20 ～1/50	
	解体撤去指示図	1/100～1/200	
	外構図	1/100～1/200	
	法規チェック図	—	
	その他	—	監督職員の指示による
建築 構造図	基礎伏図	1/100～1/200	必要に応じて
	床伏図	1/100～1/200	
	軸組図	1/100～1/200	
	部材リスト	1/100～1/200	
	構造詳細図	1/20～1/50	
	その他	—	監督職員の指示による
電気設備 関係図	表紙	—	—

電気設備 関係図	図面リスト	—	—
	特記仕様書	—	—
	案内図	—	—
	配置図	1/100～1/500	—
	幹線設備図	1/100～1/200	—
	系統図、盤路線図	1/100～1/200	—
	照明器具姿図	—	—
	電気機材等指定表	—	—
	電灯、 コンセント設備図	1/100～1/200	—
	弱電、自火報設備図	1/100～1/200	—
	受変電設備図	—	—
	構内交換設備図	1/100～1/200	—
	高圧キュービクル 図	1/10～1/50	—
	仮設図	1/100～1/200	—
	その他	—	監督職員の指示による
機械設備 関係図	表紙	—	—
	図面リスト	—	—
	特記仕様書	—	—
	案内図	—	—
	配置図	1/100～1/500	—
	全体図	1/100～1/500	—
	凡例・機器器具表	1/100～1/500	—
	柵リスト	1/100～1/500	—
	給排水衛生設備図	1/100～1/500	—
	給排水衛生撤去図	1/100～1/500	—
	冷暖房設備図	1/100～1/500	—
	冷暖房設備撤去図	1/100～1/500	—
	換気設備図	1/100～1/500	—
	換気設備撤去図	1/100～1/500	—
	給油設備配置図	1/100～1/500	—
	給油設備平面図	1/100～1/200	—
	給油設備撤去図	1/100～1/500	—
	ガス設備図	1/100～1/500	—
	施工標準図	—	—
機械設備 関係図	仮設図	1/100～1/500	—
	その他	—	監督職員の指示による

- (3) 図面枚数（参考）
 建築 85枚程度
 電気・機械設備 70枚程度

(4) 工事内訳書の作成

- ア 積算は原則として「公共建築工事積算基準」国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（最新版）によるものとする。
- イ 工事内訳書の作成は、原則として営繕積算システムRIBC2（一般財団法人 建築コスト管理システム研究所）によるものとするが、監督職員と協議の上決定することとし、項目の組立ては打合わせること。
- ウ 週休2日工事として積算を行なうこと。
経費の補正方法については長野県の週休2日工事実施要領に準じること。
- エ 採用単価については予め、監督職員と打合わせを行い適正化に努めるものとする。
参考として、採用単価は次による。
 - (ア) 刊行物（建設物価・建築コスト情報・積算資料・建築施工単価資料の最低価格とする。また、刊行物採用地域基準は松本＞長野＞東京＞関東＞全国とする。）
 - (イ) 複合単価
 - (ウ) 業者見積り（原則3社以上の見積りを取り、最低価格を採用する。）
- オ 内訳書の細目数量は、小数点以下第1位とし、100以上の場合は整数とする。また、一式とする場合は別紙明細を作成するものとする。
- カ 擁壁、整地等の造成工事・門扉、フェンス、構内舗装等の外構工事・建物や施設の移転・取り壊し工事等が必要な場合は必ず積算するものとする。
- キ 工事用進入路の取付け復旧など、工事の施工に欠かせないものは積算するものとする。
- ク 原則として棟別、構造別などのものは各々項目を取り積算するものとする。

(6) 根拠資料の作成

- ア 電線、配管の径の決定及び特殊工法等の採用根拠
- イ 特殊な仕上材料等の決定根拠（耐久性、価格などの比較資料）
- ウ 産業廃棄物の処理方法と単価の根拠
- エ 外断熱、ペアガラス等省エネ工事によるCO2削減効果及び平成28年省エネ基準に対する評価

(7) その他

- ア 積算項目、積算数量及び採用単価などの間違いによる、工事着手後の設計金額の変更が生じないように充分精査するものとする。
- イ 設備工事等で供給者との事前協議が不十分であることが原因で、工事着手後の設計金額変更が生じないように充分留意するものとする。
- ウ 関係法規を遵守し、設計業務開始当初から関係監督官庁と入念に打ち合わせを行い、設計業務の効率化に努めるものとする。
- エ 改修箇所の隠蔽部及び仕上材に石綿製品が使用されているかを調査し、使用が確認された場合は監督職員へ連絡するとともに除去工事を設計に盛り込むものとする。
- オ 改修建物に施工不良部分を見つけた場合は、監督職員へ連絡するものとする。
- カ レイアウト変更による壁の撤去部や仕上げ変更による長期荷重の増加がある場合は必ず構造上の安全性について検討を行うものとする。
- キ 定期点検、耐震診断など他の業務で改修の指摘が無いか確認し設計へ反映するものとする。

12 設計期限等に関する条件

- (1) 令和8年8月上旬
各種現地調査結果報告書、レイアウト計画案、仕様の比較検討資料の提出
- (2) 令和8年10月上旬
第1期工事概算工事費、平面計画図、立面計画図、仕上げ表の提出
- (3) 令和9年2月上旬
設計図提出

13 打合せ及び記録

設計業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者、担当技術者と監督職員は、常に密接な連絡をとり、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度、受注者が書面に記録し、相互に確認しなければならない。

14 業務完了時の説明

設計委託の契約内容に基づき、記載された書類を提出し、内容を説明すること。

15 提出書類（成果品以外）

- (1) 契約後7日以内に提出する書類
着手届
- (2) 速やかに提出する書類
 - ア 管理技術者及び担当技術者等届（資格者証の写し、経歴書を添付）
 - イ 業務計画書（業務への取組体制、設計上の配慮事項等を記載）
 - ウ 設計業務実施工程表
- (3) 業務中に提出する書類
打合せ議事録（打合せの都度作成し、監督職員の確認を受けた後、提出する。）
- (4) 完了時に提出する書類
完了届
- (5) その他必要として監督職員が指示する書類